

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社トーエネック		コード	1946
提出日	2026/5/29	異動(予定)日	2026/6/25	
独立役員届出書の提出理由	2026年6月25日開催予定の定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため、および再任者について取引状況等の記載を更新するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし					
1	飯塚 厚	社外取締役	○															△			有
2	鶴飼 裕之	社外取締役	○																○		有
3	吉本 明子	社外取締役	○																○		有
4	五十嵐 一弘	社外取締役	○																	訂正・変更	有
5	瀬上 晶義	社外取締役	○																○		有
6	細野 秀一	社外取締役	○																		
7	柴田 光明	社外取締役	○																○	訂正・変更	有
8	伊藤 歌奈子	社外取締役	○																○	訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	飯塚厚氏は、2020年6月から日本郵政株式会社の専務執行役、2021年6月から同社の代表執行役副社長、2023年6月から同社の取締役兼代表執行役副社長、2024年4月から同社の取締役兼代表執行役上席副社長を務めております。同社との間には2021年3月期に建設工事請負取引(売上高の0.1%未満)がありましたが、2022年3月期以降については取引関係はありません。 なお、当社の社外役員に関する独立性判断基準は後記(4. 補足説明)のとおりであります。	長年にわたる行政機関および企業経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、2020年6月に当社社外取締役に就任以降、客観的・中立的な立場で適切に職務を遂行しております。また、各証券取引所が定める独立性判断基準を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	長年にわたる学校経営を通じて培われた豊富な経験と工学博士としての専門的知見など幅広い見識を有しており、その経験および見識に基づき、2022年6月に当社社外取締役に就任以降、客観的・中立的な立場で適切に職務を遂行しております。また、各証券取引所が定める独立性判断基準および当社が定める独立性判断基準を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	長年にわたる労働分野における行政官等の豊富な経験と幅広い見識に基づき、2022年6月に当社社外取締役に就任以降、客観的・中立的な立場で適切に職務を遂行しております。また、各証券取引所が定める独立性判断基準および当社が定める独立性判断基準を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
4	五十嵐一弘氏は2014年6月から東海旅客鉄道株式会社の取締役常務執行役員(2016年1月辞任)、同年1月から日本車輛製造株式会社の副社長執行役員、同年6月から同社代表取締役社長、2023年6月から2025年6月まで同社相談役を務めておりました。当社と日本車輛製造株式会社の間には建設工事請負取引がありますが、その取引高は極めて僅少(当社および同社の直近事業年度における売上高の0.1%未満)であります。 なお、当社の社外役員に関する独立性判断基準は後記(4. 補足説明)のとおりであります。	長年にわたる企業経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、2024年6月に当社社外取締役に就任以降、客観的・中立的な立場で適切に職務を遂行しております。なお、当社と東海旅客鉄道株式会社および日本車輛製造株式会社の間には定額のとおり取引関係があるものの、その規模・性質等に照らして当社の意思決定に対して重大な影響を与えるものではなく、相互に主要取引先には該当しません。また、各証券取引所が定める独立性判断基準および当社が定める独立性判断基準を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
5	該当事項はありません。	長年にわたる企業経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、2024年6月に当社社外取締役に就任以降、客観的・中立的な立場で適切に職務を遂行しております。また、各証券取引所が定める独立性判断基準および当社が定める独立性判断基準を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
6		
7	該当事項はありません。	公認会計士として財務および企業会計に関する専門的な知識および豊富な経験と見識を有しており、2019年6月に当社社外監査役、2021年6月に当社監査等委員である社外取締役に就任以降、客観的・中立的な立場で適切に職務を遂行しております。また、各証券取引所が定める独立性判断基準および当社が定める独立性判断基準を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
8	該当事項はありません。	弁護士として企業法務に関する専門的な知識および豊富な経験と見識を有しており、2025年6月に当社監査等委員である社外取締役に就任以降、客観的・中立的な立場で適切に職務を遂行しております。また、各証券取引所が定める独立性判断基準および当社が定める独立性判断基準を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。 なお、伊藤歌奈子氏の戸籍上の氏名は、林歌奈子であります。

4. 補足説明

<p>【社外取締役の独立性判断基準】</p> <p>当社は、社外取締役の独立性判断基準として、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度における以下に定める要件の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社の主要な取引先 ※1 またはその業務執行者 ※2 でないこと 2. 当社の主要な借入先 ※3 またはその業務執行者でないこと 3. 当社から、役員報酬以外に多額 ※4 の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家でないこと(ただし、当該財産を得ている者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう) 4. 当社の大株主 ※5 またはその業務執行者でないこと 5. 当社から、多額 ※4 の寄付を受けていないこと(ただし、当該寄付を受けた者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう) 6. 本人の配偶者、二親等以内の親族が以下に掲げる者に該当しないこと <ol style="list-style-type: none"> (1) 上記1～5に掲げる者 (2) 当社および当社子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役、監査役 (3) 当社の会計監査人の代表社員または社員 <p>※1 「主要な取引先」とは、年間取引額が、当社から支払いを受ける場合は、その者の直近事業年度における連結売上高の2%を、当社に支払いを行う場合は、当社の直近事業年度における連結売上高の2%をそれぞれ超える取引先をいう。</p> <p>※2 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号(業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、使用人)に規定する業務執行者をいう。</p> <p>※3 「主要な借入先」とは、借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先をいう。</p> <p>※4 「多額」とは、個人である場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合などの団体に所属する者である場合は、当該団体の直近事業年度における年間総収入の2%を超える額をいう。</p> <p>※5 「大株主」とは、直接・間接に10%以上の議決権を保有する者をいう。</p>

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(「f.」及び「h.」のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近接者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。